

自由民主党・県民会議の「国会に憲法改正の早期実現を求めるための意見書案」に断固反対する声明

2014年6月24日、自由民主党県民会議は、「国会に憲法改正の早期実現を求めるための意見書案」（以下、「意見書案」という。）を宮城県議会に提出する方針を示した。しかし、意見書案は以下に述べるとおり重大な問題を孕んでおり、到底容認することができない。

第一に、普通地方公共団体の議会の意見書は当該団体の公益に関する事件に係るものでなければならない（地方自治法第99条）。しかし、意見書案は抽象的に憲法改正を求めているのみであって、宮城県民の権利・自由の保障や生活の向上、県の行財政との関係が全くもって不明瞭である。したがって、このような意見書案はそもそも地方自治法第99条に基づく意見書としては不適格である。

第二に、意見書案が求めている憲法改正の内容である。意見書案では、「この間、我が国を巡る内外の諸情勢は劇的な変化を遂げている。特に、我が国を取り巻く東アジア情勢は、一刻の猶予も許されない事態に直面している。さらに、家族、環境などの諸問題や大規模災害等への対応が求められている。」と述べているが、これは政府の見解と同趣旨である。そして、意見書案が自由民主党県民会議から提出されていることを併せ鑑みれば、意見書案が求めている憲法改正の内容は、政府・自民党が求めているものと同視できる。

すなわち、意見書案が志向する憲法改正は、日本がアジアに侵略をして国内外2000万人以上の人々の生命・身体・財産に甚大な被害を及ぼした太平洋戦争の反省を真摯に行わず、逆に美化した上で、自衛隊を海外で戦争・武力行使できる軍隊にし、国民の平和的生存権を奪い、軍事的利益のために国民の基本的人権を制限することを容認しようというものである。このような志向は、愛国心の強調、国家安全保障会議（日本版NSC）の設置、秘密保護法の制定、武器輸出三原則の撤廃、及び集団的自衛権行使容認に向けた作業からも容易に知ることができる。

そして、この憲法改正によって、日本の平和国家としてのブランドも失われ、日本がテロの標的にされる危険性が増大し、近隣諸国との関係にも悪影響を及ぼすおそれをも大きくし、民間交流や経済活動にも支障を生じかねないという事態が危惧される。

第三に、意見書案は現在の日本国憲法を十分に理解しているのか疑わしい。現在の日本国憲法の下においても安全保障や家族、環境などの諸問題、大規模災害等への対応は十分に可能である。それができていないのは立法や行政が憲法に基づく政治を強く意識して来なかったからであろう。仮に、憲法に基づく政治を行う意識があれば、被災者の生存権を十分に保障するための医療費窓口負担の免除措置をいったん打ち切ることなく継続したはずであるし、被災者の意向を踏まえた復興計画を策定したはずであるし、原発再稼働をさせないことを宣言したはずである。

以上のとおり、意見書案は重大な問題を孕んでおり、これを宮城県議会の意見とすることは不適切であるばかりか、むしろ有害とさえ言える。私たちは、今般このような意見書案が宮城県議会に提出されようとしていることに強く抗議し、その撤回を求める。そして、宮城県議会においては、戦後日本国憲法の下で、国民が戦争や武力紛争に巻き込まれていないという現実を踏まえ、意見書案を採択しないことを強く求める。

2014年6月27日

自由法曹団宮城県支部

支部長 草 場 裕 之

